

# 埼玉県私立学校審議会オンライン傍聴要領

埼玉県私立学校審議会

## 1 傍聴する場合の手続

- (1) 審議会のオンライン傍聴を希望する者は、審議会開催前の指定の期日までに別途定める方法により事務局に申し込みをすること。
- (2) 傍聴の可否については、申込後、審議会開催前までに別途案内する。
- (3) 傍聴者は審議会開催時刻に、別途案内される傍聴用URLから傍聴すること。
- (4) アカウントの表示名は、事務局から指定の表示名に変更すること。表示名は、審議会開催前までに別途案内する。
- (5) アカウントのアイコン等を他の傍聴者に公開したくない場合は、あらかじめ設定の上傍聴すること。
- (6) インターネット回線や視聴に必要な設備等は傍聴者自身が準備すること。なお、傍聴に当たり、次のセキュリティ要件を満たしていなければならない。
  - ア 使用する端末のOSやアプリケーションソフトは、メーカーのサポート期間内であること。
  - イ 使用するインターネット回線は、本人もしくは所属する組織が管理するものとし、フリーWi-Fiは使用しないこと。
  - ウ パソコンを使用する場合は、必ずウイルス対策ソフトを導入し、最新の定義であること。

## 2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、審議会を傍聴するに当たり、事務局の指示に従うこと。
- (2) 傍聴者が3の規定に違反した場合、事務局が傍聴者のマイク、カメラその他オンライン会議システムの設定を変更することができる。
- (3) 傍聴者が3の規定に違反し、かつ会長の注意に従わないときは、審議会から

退室させることができる。

### 3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ること。

- (1) 傍聴用URL、ID及びパスワードを他者へ漏らさないこと。
- (2) 申込を行った者以外を、代理で傍聴させないこと。
- (3) 申込を行った者以外が審議会の映像や音声を視認又は聴取できる環境で傍聴をしないこと。
- (4) 審議会中はマイクとカメラをオフにし、チャット等の機能を使用しないこと。
- (5) 審議会の録音、録画、スクリーンショットの撮影、写真撮影等を行わないこと。
- (6) 発言、チャット、拍手、ジェスチャーその他の方法による議事への可否の表明や議事進行の妨げとなるような挙動をとらないこと。
- (7) その他、審議会運営に支障を生じさせる行動をとらないこと。

### 4 その他

- (1) 通信状況により、映像や音声途切れたり、一時停止したりする可能性がある。また、配信の続行ができなくなった場合、傍聴を中断する可能性がある。
- (2) 通信状況の不具合等により傍聴者に不利益が生じたとしても、審議会及び県はその責を負わない。
- (3) 埼玉県私立学校審議会運営規則に基づき、会議の一部又は全部を非公開とする場合がある。